

関係機関・団体様

「全国水平社創立宣言と関係資料」
のユネスコ世界記憶遺産登録をめざす会
代表 武者小路公秀
(公印略)

「全国水平社創立宣言と関係資料」を世界記憶遺産に登録するための
賛同のお願い

水平社博物館を運営する公益財団法人奈良人権文化財団（奈良県御所市）と柳原銀行記念資料館を運営する崇仁自治連合会（京都市）は、3月19日、フランス・パリのユネスコ本部に「全国水平社創立宣言と関係資料」を世界記憶遺産に登録するための推薦書を送付しました。

世界記憶遺産はユネスコが主催する事業のひとつで、危機に瀕した書物や文書などの歴史的記憶遺産を保全し、広く公開することを目的にした事業で、1997年から2年毎に登録事業をおこなっており（1国2件推薦限定）、現在、フランス人権宣言、ベートーベン交響曲第9番直筆楽譜、『アンネの日記』など301件が登録されており、日本からは「山本作兵衛コレクション」（2011年）、『御堂関白記』、『慶長遣欧使節関係資料』（2013年、スペインと共同申請）が登録されています。

私たちが登録をめざすのは、1922年3月3日の全国水平社創立大会で採択された「全国水平社創立宣言」とその関係資料の15点です。全国水平社創立宣言は、過去の同情的な融和運動を拒否して部落民自らが誇りを持ち、自主的集団的解放運動に立ち上がることを述べ、日本初の「人権宣言」として人権史上高く評価されてきました。また全国水平社創立の翌年には、アメリカの雑誌『NATION』に全国水平社創立宣言の英訳が掲載され、当時の朝鮮、ソ連、イギリスの新聞でも紹介されるなど世界的な意義を持ち、被差別者が出した世界初の「人権宣言」で、世界記憶遺産にふさわしい記録です。

今回は、国から東寺・百合文書、南九州市から「知覧からの手紙」、舞鶴市から「舞鶴への生還 1945-1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」と「全国水平社創立宣言と関係資料」の4件が推薦されており、ユネスコ国内委員会で5月末までに2件に絞られユネスコ本部に申請されます。

2件枠に残り、ユネスコ本部での登録検討を実現するために、去る3月25日、松本治一郎記念会館（東京）において、全国水平社創立宣言を所有・展示する崇仁自治連合会・柳原銀行記念資料館、公益財団法人奈良人権文化財団・水平社博物館と部落解放同盟中央本部、一般社団法人部落解放・人権研究所、公益社団法人福岡県人権研究所、公益財団法人大阪人権博物館、反差別国際運動日本委員会が『『全国水平社創立宣言と関係資料』のユネスコ世界記憶遺産登録をめざす会』を設立し、日本ユネスコ国内委員会に登録の働きかけをしています。

つきましては、貴機関、貴団体のご支援とご協力をお願いいたしたく、趣旨に賛同いただけるのであれば、お手数ですが下記FAXに返信をお願いいたします。同意いただいた場合は、賛同一覧に貴機関・団体様の名称を掲載し、日本ユネスコ国内委員会へ提出させていただきます。

なお、5月末までに日本ユネスコ国内委員会で2件への絞り込みが行われる関係で、お返事につきましては、5月8日（木）までにお送りください。

「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産申請に関する連絡先は

水平社博物館 住所：奈良県御所市柏原235-2

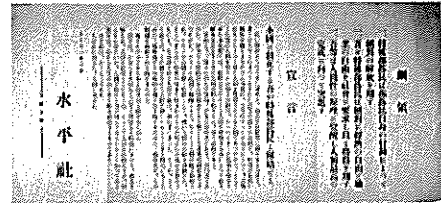
電話番号：0745-62-5588

FAX：0745-64-2288

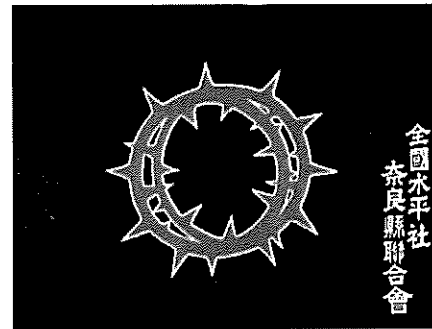
「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産登録申請
に係る県教育委員会に対する賛同依頼への対応について

○ 「全国水平社創立宣言と関係資料」の概要

- ① 「全国水平社創立大会 綱領 宣言 則 決議」
- ② 燕会集合写真
- ③ 『燕会集印帳』
- ④ 『よき日のために一水平社創立趣意書一』
- ⑤ 『よき日のために一水平社創立趣意書一』奥付
- ⑥ チラシ「全国水平社創立大会参加へ！」
- ⑦ 崇仁尋常小学校『学校日誌』
- ⑧ 全国水平社創立発起者集合写真
- ⑨ 『全国水平社連盟本部日誌』
- ⑩ 『よき日のために一綱領解説一』
- ⑪ 『水平』第1巻第1号
- ⑫ 『水平』第1巻第2号
- ⑬ 「全国水平社中央執行委員長 南梅吉 名刺」
- ⑭ 「水平社同人 米田富 名刺」
- ⑮ 荊冠旗



〈全国水平社創立大会 綱領 宣言〉



〈荊冠旗 奈良県水平社〉

○ 関係者等の動き

- (1) 平成26年3月19日、パリのユネスコ本部に申請書を郵送
 - ・申請者：公益財団法人奈良人権文化財団（水平社博物館を運営）
崇仁自治連合会（柳原銀行記念資料館を運営）
 - ・申請者の代理人、推薦書提出者：武者小路公秀氏※ 今回、日本から4件の申請があり、5月末にユネスコ国内委員会
で2件に絞られる。（資料2、資料3）
- (2) 今後、『全国水平社創立宣言と関係資料』のユネスコ世界記憶遺産登録をめざす
会」（平成26年3月25日設立、代表：武者小路公秀氏）が中心となり、登録に向
けてユネスコ国内委員会への要請活動を行うことから、多くの賛同署名を求めておら
れる状況。（資料4）
- (3) 4月上旬に、奈良県教育委員会に向けて、同賛同依頼の文書が届く。（資料1）

○ その他

- ・ 奈良県の意向

関係機関・団体様

「全国水平社創立宣言と関係資料」
のユネスコ世界記憶遺産登録をめざす会
代表 武者小路公秀
(公印略)

「全国水平社創立宣言と関係資料」を世界記憶遺産に登録するための
賛同のお願い

水平社博物館を運営する公益財団法人奈良人権文化財団（奈良県御所市）と柳原銀行記念資料館を運営する崇仁自治連合会（京都市）は、3月19日、フランス・パリのユネスコ本部に「全国水平社創立宣言と関係資料」を世界記憶遺産に登録するための推薦書を送付しました。

世界記憶遺産はユネスコが主催する事業のひとつで、危機に瀕した書物や文書などの歴史的記憶遺産を保全し、広く公開することを目的にした事業で、1997年から2年毎に登録事業をおこなっており（1国2件推薦限定）、現在、フランス人権宣言、ベートーベン交響曲第9番直筆楽譜、『アンネの日記』など301件が登録されており、日本からは「山本作兵衛コレクション」（2011年）、『御堂関白記』、『慶長遣欧使節関係資料』（2013年、スペインと共同申請）が登録されています。

私たちが登録をめざすのは、1922年3月3日の全国水平社創立大会で採択された「全国水平社創立宣言」とその関係資料の15点です。全国水平社創立宣言は、過去の同情的な融和運動を拒否して部落民自らが誇りを持ち、自主的集团的解放運動に立ち上がることを述べ、日本初の「人権宣言」として人権史上高く評価されてきました。また全国水平社創立の翌年には、アメリカの雑誌『NATION』に全国水平社創立宣言の英訳が掲載され、当時の朝鮮、ソ連、イギリスの新聞でも紹介されるなど世界的な意義を持ち、被差別者が出した世界初の「人権宣言」で、世界記憶遺産にふさわしい記録です。

今回は、国から東寺・百合文書、南九州市から「知覧からの手紙」、舞鶴市から「舞鶴への生還 1945-1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」と「全国水平社創立宣言と関係資料」の4件が推薦されており、ユネスコ国内委員会で5月末までに2件に絞られユネスコ本部に申請されます。

2件枠に残り、ユネスコ本部での登録検討を実現するために、去る3月25日、松本治一郎記念会館（東京）において、全国水平社創立宣言を所有・展示する崇仁自治連合会・柳原銀行記念資料館、公益財団法人奈良人権文化財団・水平社博物館と部落解放同盟中央本部、一般社団法人部落解放・人権研究所、公益社団法人福岡県人権研究所、公益財団法人大阪人権博物館、反差別国際運動日本委員会が『全国水平社創立宣言と関係資料』のユネスコ世界記憶遺産登録をめざす会」を設立し、日本ユネスコ国内委員会に登録の働きかけをしています。

つきましては、貴機関、貴団体のご支援とご協力をお願いいたしたく、趣旨に賛同いただけるのであれば、お手数ですが下記FAXに返信をお願いいたします。同意いただいた場合は、賛同一覧に貴機関・団体様の名称を掲載し、日本ユネスコ国内委員会へ提出させていただきます。

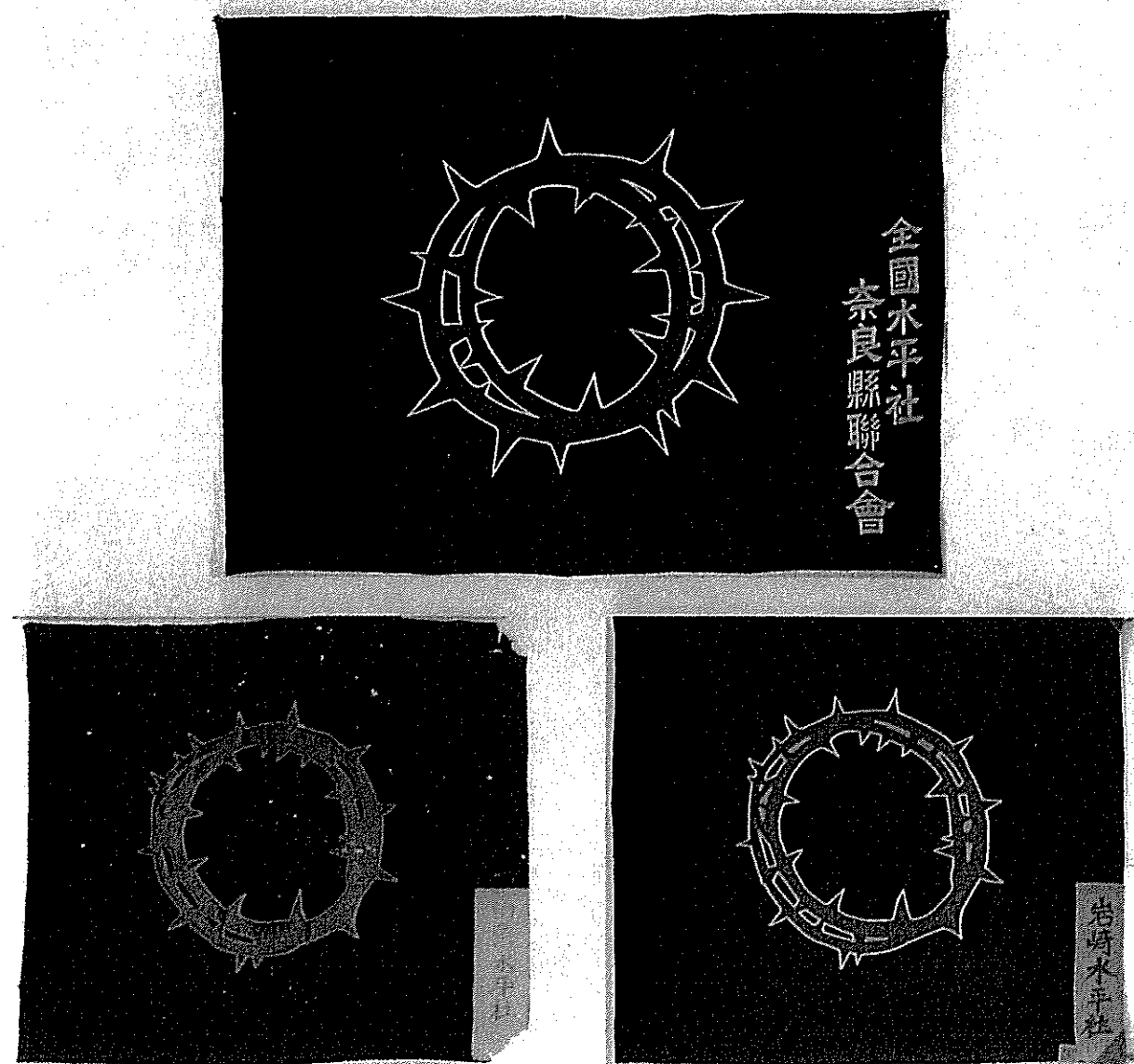
なお、5月末までに日本ユネスコ国内委員会で2件への絞り込みが行われる関係で、お返事につきましては、5月8日（木）までにお送りください。

「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産申請に関する連絡先は

水平社博物館 住所：奈良県御所市柏原235-2

電話番号：0745-62-5588

FAX：0745-64-2288



⑮ 荊冠旗（奈良県水平社（上）・柏原水平社（左）・岩崎水平社（右））

水平社博物館所有 奈良県水平社荊冠旗 142.3 × 111.5、柏原水平社荊冠・岩崎水平社荊冠旗 88.0 × 79.0 1923年2月 奈良県水平社、柏原水平社、岩崎水平社

水平社運動の象徴である水平社旗。デザインは西光万吉の考案により、荊冠はキリストが十字架上でかぶせられた荊の冠で、受難と殉教の象徴であり、その旗竿は先を鋭く斜に切った青竹の竹槍とし、自らの力と行動で絶対の解放を期す決意を表した。全国の府県水平社や地域水平社はそれぞれの荊冠旗を作成し、大会や示威運動の際掲げた。柏原水平社荊冠旗は全国水平社創立を提唱した奈良県柏原水平社の荊冠旗。

記者会見用資料

「全国水平社創立宣言と関係資料」を世界記憶遺産に

2014.3.25

「世界記憶遺産」(Memory of the World, MoW)とは?

正式名称、「世界の記憶」。ユネスコが主催する事業のひとつで、危機に瀕した書物や文書などの歴史的記憶遺産を保全し、広く公開することを目的にした事業。1997年から2年毎に登録事業をおこなっている。

「世界記憶遺産」の登録手続

選定基準は世界歴史に重大な影響をもつ事件・時代・場所・人物・主題・形態・社会的価値を持った記録遺産を対象とする。記録遺産の申請は、政府及び非政府機関を含む全ての個人または団体ができる。

隔偶数年の選定で、英文推薦書を3月末日までにパリ・ユネスコ本部に提出が条件(2014年3月31日)。1国2件の登録が可能であるが、2件以上の申請が1国からあった場合は、ユネスコ本部が各国の国内ユネスコ委員会に差し戻し、国内ユネスコ委員会が2件に絞り込みユネスコ本部に申請する(偶数年・2014年5月末まで)。

6月から奇数年(2015年)1月にかけてユネスコによる登録検討がおこなわれ、奇数年5月から8月にユネスコ記憶遺産国際諮問委員会による審議を経て、ユネスコ事務局長によって決定される。

日本の場合は、~~一~~国1件、~~一~~民間1件の枠が決められている。

これまでの登録物件と登録物件数

300点(2013年5月時点)

ドイツ(17) オーストリア(13) ポーランド・ロシア(12) 韓国・イギリス(11)
オランダ・フランス・中国・メキシコ(9) デンマーク(8)・・・。

具体的な事例としては、フランス人権宣言、ベートーベン交響曲第9番直筆楽譜、『アンネの日記』、アンデルセンの原稿筆写本と手紙、ゲーテの直筆文学作品、『東医宝鑑』、高麗大蔵経板・諸経板、『訓民正音』、『朝鮮王朝実録』、マグナ・カルタ、光州民主化の記録等

日本からは以下の3件が認められている。「山本作兵衛コレクション」(2011年)『御堂関白記』、『慶長遣欧使節関係資料』(2013年、スペインと共同申請)

「全国水平社創立宣言と関係資料」を「世界の記憶」に登録する取り組みの経緯

- 2011年、「山本作兵衛コレクション」が世界記憶遺産登録実現
- 部落解放同盟中央本部からの登録取り組みの提起
- 「水平社創立大会宣言」を所有、保管、展示する崇仁自治連合会・柳原銀行記念資

料館、公益財団法人奈良人権文化財団・水平社博物館と部落解放同盟中央本部、一般社団法人部落解放・人権研究所、公益社団法人福岡県人権研究所、公益財団法人大阪人権博物館、反差別国際運動日本委員会の関係者で協議を重ね、本日、『「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産登録をめざす会』を設立した。

○なお、ユネスコへの登録推薦書の送付は、2014年3月19日に行った。

申請者と代理人・提出者

申請者は水平社博物館を運営する公益財団法人奈良人権文化財団（奈良県御所市）と柳原銀行記念資料館を運営する崇仁自治連合会（京都市）。

申請者の代理人と推薦書提出者は元国連大学副学長・反差別国際運動副理事長・同日本委員会理事長の武者小路公秀さん。

世界記憶遺産に登録を目指す「全国水平社創立宣言と関係資料」

①「全国水平社創立大会 綱領 宣言 則 決議」

(1922年3月3日、全国水平社、水平社博物館・崇仁自治連合会)

本資料は両面に印刷されており、表には綱領と宣言が記され「水平社」が発行主催者となっている。裏には則が「京都府京都市高瀬七条下ル・全国水平社京都本部（仮本部）」によって記され、決議は全国水平社大会の名によって記されている。いずれも1922年3月3日に京都市公会堂（岡崎公会堂）の全国水平社創立大会において採択されている。創立大会では南梅吉による開会の辞、阪本清一郎の経過報告、桜田規矩三の綱領朗読に続き、駒井喜作が宣言を朗読し、提案した。綱領、宣言、則、決議も参加者全体で確認された。宣言は主として西光万吉によって起草され、過去の同情的な融和運動を拒否して部落民自らが誇りを持ち、自主的集团的解放運動に立ち上がることを述べ、日本初の「人権宣言」として人権史上高く評価されている。

②燕会集合写真（1920年10月3日、燕会会員、水平社博物館）

③『燕会集印帳』（1920～1922年、燕会、水平社博物館）

④『よき日のために一水平社創立趣意書一』

(1922年2月5日、水平社創立発起者、水平社博物館・崇仁自治連合会)

⑤『よき日のために一水平社創立趣意書一』奥付（1921年12月・1922年1月12日・

1922年2月5日、駒井喜作・燕会同人・水平社創立発起者、水平社博物館）

⑥チラシ「全国水平社創立大会参加へ！」

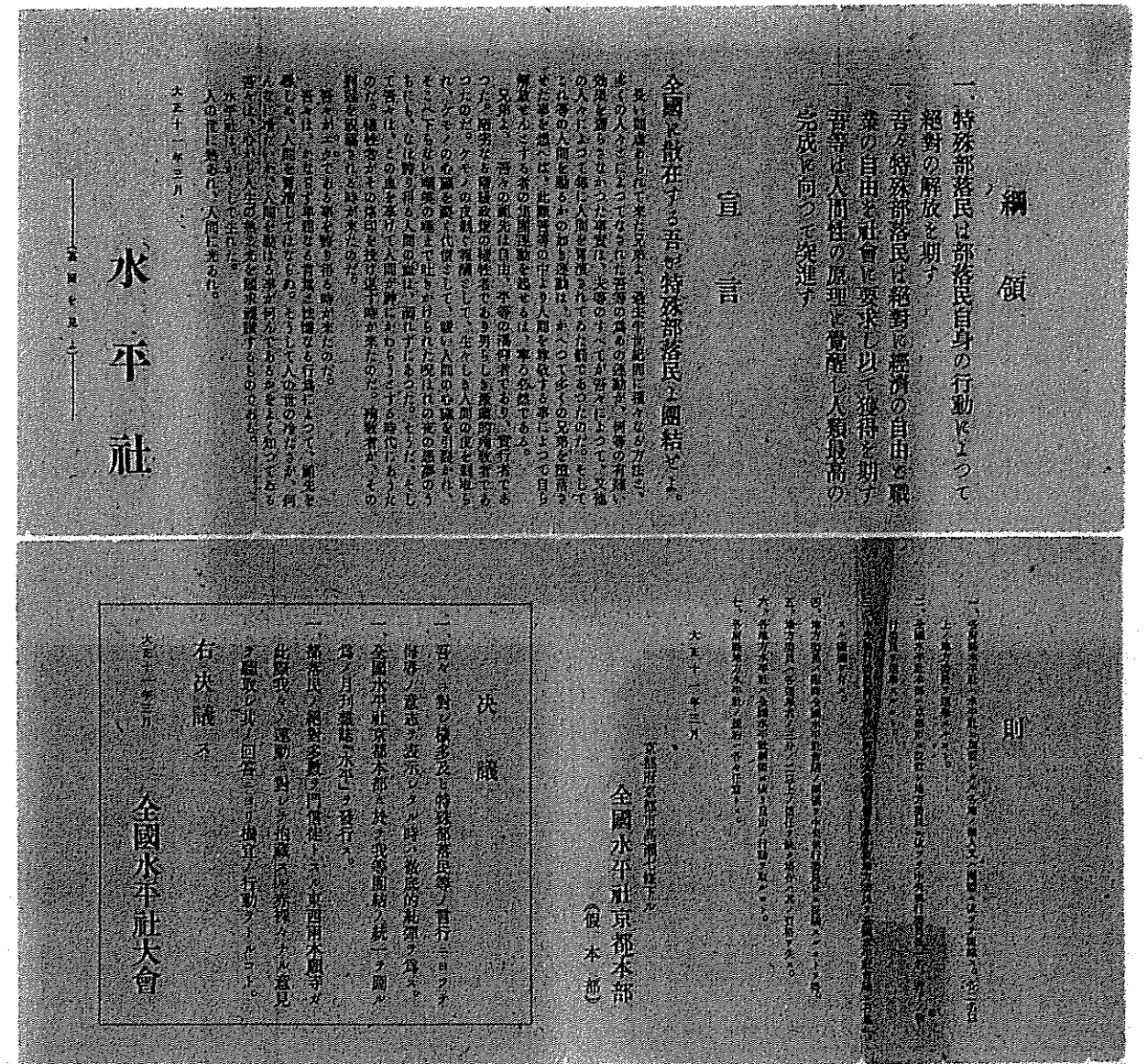
(1922年2月21日、水平社同人、水平社博物館・崇仁自治連合会)

⑦崇仁尋常小学校『学校日誌』

(1922年3月2日、京都市立旧崇仁小学校、崇仁自治連合会)

⑧全国水平社創立発起者集合写真

(1922年3月3日、全国水平社創立発起者、水平社博物館)



①「全国水平社創立大会 綱領 宣言 則 決議」

崇仁自治連合会所有 水平社博物館保管 法政大学大原社会問題研究所蔵

18.3 × 39.0、1922年3月3日 全国水平社

本資料は両面に印刷されており、表には綱領と宣言が記され「水平社」が発行主催者となっている。裏には則が「京都府京都市高瀬七条下ル・全国水平社京都本部（仮本部）」によって記され、決議は全国水平社大会の名によって記されている。いずれも1922年3月3日に京都市公会堂（岡崎公会堂）の全国水平社創立大会において採択されている。創立大会では南梅吉による開会の辞、阪本清一郎の経過報告、桜田規矩三の綱領朗読に続き、駒井喜作が宣言を朗読し、提案した。綱領、宣言、則、決議も参加者全体で確認された。宣言は主として西光万吉によって起草され、過去の同情的な融和運動を拒否して部落民自らが誇りを持ち、自主的集团的解放運動に立ち上がることを述べ、日本初の「人権宣言」として人権史上高く評価されている。

「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ世界記憶遺産申請に関する連絡先

○柳原銀行記念資料館

住所：京都市下京区下之町6-3
電話番号：075-371-0295
担当者：山内政夫

○水平社博物館

住所：奈良県御所市柏原235-2
電話番号：0745-62-5588
担当者：駒井忠之・佐々木健太郎

⑨『全国水平社連盟本部日誌』(1922年3月3日、全国水平社連盟本部、水平社博物館)

⑩『よき日のために一綱領解説』

(1922年4月25日、関東水平社出版部、水平社博物館)

⑪『水平』第1巻第1号(1922年7月13日、水平出版部、水平社博物館)

⑫『水平』第1巻第2号(1922年11月28日、水平出版部、水平社博物館)

⑬「全国水平社中央執行委員長南梅吉名刺」(1922～25年、南梅吉、水平社博物館)

⑭「水平社同人米田富名刺」(1922～25年、米田富、水平社博物館)

⑮荊冠旗(1923年2月、奈良県水平社・柏原水平社・岩崎水平社、水平社博物館)

参考資料(写真・コピー)

①民族自決団「檄」(コピー、写真が現存)

1921年2月13日 民族自決団(平野小剣)

②『つばめ会に就て』(コピー)

法政大学大原社会問題研究所有 1922年9月25日 燕会

③「水平社創立大会視察及び水平社発起人との会見に関する復命書」(コピー)

三好敏江所有 1922年3月7日

④全国水平社創立を報じた新聞(コピー)

1922年3月4日『大阪朝日新聞』・『大阪朝日新聞』京都付録、『日出新聞』、『大阪毎日新聞』夕刊。3月5日『中外日報』

⑤『THE NATION』の英訳水平社宣言(コピー) 1923年9月5日号

この記事は三重県水平社と日本農民組合三重県連合会が発行していた『愛国新聞』の第8号(1924年5月11日)と第9号(1924年5月21日)に、「外国人の見たる水平運動【一】【二】」として紹介された。

⑥海外での水平社創立紹介新聞記事(コピー)

1. 『東亜日報』(朝鮮の日刊紙) 1923年3月21日

2. 『プラウダ』(ソビエト連邦共産党機関紙) 1923年7月19日

3. 『Los Angeles Times』(アメリカ合衆国カリフォルニア州・ロサンゼルス市で発行されている日刊紙) 1923年8月26日

4. 『New York Times』(アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市で発行されている日刊紙) 1924年4月29日

5. 『THE TIMES』(イギリスで発行されている日刊紙) 1927年12月28日

⑦『水平社宣言・綱領』

2002年3月、部落解放・人権研究所が刊行物として「全国水平社創立宣言」を中国語、英語、フランス語、ドイツ語、韓国語・朝鮮語、ロシア語、スペイン語、アイヌ語の8言語に翻訳。

「全国水平社創立宣言と関係資料」が世界記憶遺産に値する意味と意義

《真正性》

全国水平社創立宣言と関係資料は、唯一無二の実物の資料として大きな意義と独自の価値を有している。とくに日本で初めての人権宣言としての全国水平社創立宣言は、1922年3月7日に内務省社会局囑託の三好伊平次が提出した参考資料③の全国水平社創立大会視察「復命書」をはじめとした諸資料から明らかなように、全国水平社創立大会に提出され採択された資料①「全国水平社創立大会綱領 宣言 則 決議」の中の全国水平社創立宣言の原文であり、原典かつオリジナルな価値をもつ真正性を有している。これらの資料は、水平社博物館と崇仁連合自治会によって独自に収集・保管され、また旧蔵者から正式な手続きを経て所有・管理されたものであり、その出所や来歴は明確である。なお全国水平社創立宣言については、上記の2点以外に法政大学大原社会問題研究所が1点を所有・管理している。

《世界的な重要性、独自性、非代替性》

全国水平社創立宣言は被差別マイノリティである部落民自身が作成した世界と日本での初めての人権宣言であり、今日につながる部落民自身の団結による自主解放を実現しようとする全国的かつ組織的な部落解放運動の出発点となった。

日本が帝国主義化するにともない、20世紀初頭には部落差別が厳しさを増した。それに対し全国水平社創立宣言は人間を冒瀆し墮落させる政府など上から押し付けられた欺瞞的な勦（いたわ）りと同情的な憐れみを拒否・批判し、部落差別を撤廃するためには自由と平等をはじめ人間に対する尊敬、人間同士の博愛と和解、人間の差異を超えた人類愛が重要であると主張した。

まさしく全国水平社創立宣言は、人類の共有財産である1789年8月のフランス人権宣言や1948年11月の世界人権宣言にも匹敵する人権宣言のひとつであり、人類の普遍的原理である人権、自由、平等、博愛、民主主義を基調とした宣言でもあるという世界的な重要性を有している。

全国水平社創立宣言は、第一に国内的には第一次世界大戦後の労働運動や農民運動、女性解放運動などの発展を基礎とした大正デモクラシーという民主主義的な潮流、文学や芸術などにおける人間の存在を重視する文化的な思潮、被差別マイノリティを救済する民衆的世界を希求した仏教思想などに大きな影響を受けた。

第二に全国水平社創立宣言は、マクシム・ゴーリキーやロマン・ロラン、ウィリアム・モリスの思想、それにキリスト教やマルクス主義、社会主義、無政府主義、表現主義など、ルネッサンス以降における個人の自我と自立を前提とした人間中心の人道主義（ヒューマニズム）を基本とするヨーロッパ圏の歴史的伝統を受け継いだ。

第三に全国水平社創立宣言は、1917年11月のロシア革命や第一次世界大戦後に高揚し

た民族自決論、1919年1月に始まったパリ・ベルサイユ講和会議において日本政府が提案した人種差別撤廃提案、インドや中国、朝鮮をはじめとしたアジア・アフリカ・ラテンアメリカなどにおける民族独立運動など、帝国主義国家による植民地主義的な支配や抑圧に対する民族や人種などの集団を基本とした非ヨーロッパ圏における抵抗と解放の運動や思想からも多大な刺激を受けた。

以上のように全国水平社創立宣言は、国内はもとよりヨーロッパ圏や非ヨーロッパ圏における差別や抑圧からの解放と人権の確立、民主主義の発展をめざした普遍性と独自性をもつ貴重な資料的価値を有している。

全国水平社創立宣言は、国内外における人権の確立や民主主義の発展に大きく寄与してきた。

第一に全国水平社創立宣言は、全国水平社の時代から今日の部落解放運動にいたるまで、多くの大会や運動場面で朗読され、差別からの解放を希求する部落民を勇気づけ精神的支柱となった。

第二に全国水平社創立宣言の理念と全国水平社の運動は、今日まで在日朝鮮人をはじめ沖縄人（琉球弧の人びと）、アイヌ民族、ハンセン病回復者など国内における被差別マイノリティの自覚と運動に勇気と刺激を与えてきた。

第三に全国水平社創立宣言は、日本の植民地支配下にあった朝鮮の被差別マイノリティである白丁（ペクチョン）を中心として1923年4月25日に結成された自主的運動団体の衡平社（ヒョンピョンサ）、さらに第二次世界大戦後におけるドイツをはじめとするヨーロッパのシンティ・ロマやインドの被差別カースト（ダリット）などから大きな注目を浴びた。

第四に全国水平社創立宣言は、当時から現在にいたるまで、部落解放運動や国内外の被差別マイノリティの運動において重視されるだけでなく、日本社会や国際社会からも広く注目され高い評価を受けてきた。まず全国水平社創立宣言と全国水平社創立は、国内のみならず海外の新聞や雑誌で紹介され、大きな注目を浴びた。また国内外における多くの歴史研究者や文化関係者は、全国水平社創立宣言と全国水平社の運動に注目し、その理念と意義を多くの著書や論文、エッセイなどで論述してきた。

さらに全国水平社創立宣言と全国水平社の運動は、部落差別を理解するために日本の学校教育においても重視され、ほとんど全ての社会科教科書で教材化されている。また全国水平社創立宣言は2002年3月に8言語に翻訳・出版され、その理念と意義が国際的にも高く評価されるようになった。すなわち全国水平社創立宣言は、単に貴重な歴史資料というだけでなく、被差別マイノリティをはじめ現在を生きる多様な人びとに大きな影響を与えて、他の何物も代替できない重要な現代的価値をも有している。

○ ユネスコ世界記憶遺産

ユネスコが主催する、危機に瀕した書物や文書などの歴史的記憶遺産を保全し、広く公開することを目的とした事業。

隔年の選定で、申請書を3月末までにパリ・ユネスコ本部に提出することが条件。1国2件の登録が可能であるが、2件以上の申請が1国からあった場合は、ユネスコ本部が各国の国内ユネスコ委員会に差し戻し、国内ユネスコ委員会が5月末までに2件に絞り込みユネスコ本部に申請する。

6月から翌年1月にかけてユネスコによる登録検討が行われ、5月から8月にユネスコ記憶遺産国際諮問委員会による審議を経て、ユネスコ事務局長により決定される。

これまで日本では

『山本作兵衛コレクション』（2011年 福岡県田川市）

『御堂関白記』（2013年）

『慶長遣欧使節関係資料』（2013年スペインと共同申請）の3件が登録。

現在、本件『全国水平社創立宣言と関係資料』の他、

『東寺百合文書（とうじひやくごうもんじょ）』

（日本ユネスコ国内ユネスコ委員会ユネスコ記憶遺産選考委員会）

『知覧特攻平和会館に収蔵する特攻隊員の遺書など』（鹿児島県南九州市）

『舞鶴引揚記念館が収蔵する引き揚げやシベリア抑留に関する資料』

（京都府舞鶴市）

の計4件が申請。

○ 『全国水平社創立宣言と関係資料』 の ユネスコ世界記憶遺産登録をめざす会

- ・ 設 立
平成26年3月25日
- ・ 役員体制
 - 代 表 武者小路公秀^{きんひで}（反差別国際運動日本委員会理事長）
 推薦者代理人：元国連大学副学長、反差別国際運動副理事長
 大阪経済法科大学アジア太平洋センター特任教授
 （藤原北家の支流・閑院流の末裔で元貴族院議員、駐独大使を
 務めた武者小路公共（きんとも）氏の三男 叔父は小説家の
 武者小路実篤氏）
 - 副 代 表 奥田正治（崇仁自治連合会会長）
川口正志（公益財団法人奈良人権文化財団理事長）
 組坂繁之（部落解放同盟中央本部中央執行委員長）
 - 幹 事 朝治武（大阪人権博物館館長）
 奥田均（一般社団法人部落解放・人権研究所理事長）
 森山沾一（公益社団法人福岡県人権研究所理事長）
 - 事務局 長 守安敏司（水平社博物館館長）
 - 副事務局 長 西島藤彦（部落解放同盟中央本部書記長）
 - 事務局次 長 友永健三（一般社団法人部落解放・人権研究所名誉理事）
 山内政夫（銀行資料館事務局長）
- ・ 会 員
 公益財団法人奈良県人権文化財団
 水平社博物館
 崇仁自治連合会
 柳原銀行記念資料館
 部落解放同盟中央本部
 反差別国際運動日本委員会
 一般社団法人部落解放・人権研究所
 公益社団法人福岡県人権研究所
 公益社団法人大阪人権博物館
- ・ 国内での推薦絞り込みが決まる（5月末）までの取り組み
 ユネスコ国内委員会、ユネスコ記憶遺産選考委員会等への要請
 国内外の世論喚起
 署名、カンパ活動
 その他必要な事項